

法務省矯少第135号
平成27年5月27日

改正 令和4年3月29日法務省矯少第41号

矯正管区長 殿
少年院長 殿
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長 殿（参考送付）
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小川新二
（公印省略）

在院者の社会復帰支援に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、在院者の社会復帰支援に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第4号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成27年6月1日）から実施することとしたので、遺漏ないよう配意願います。

記

1 対象者について（訓令第3条関係）

訓令第3条第4号に該当するか否かの判断に当たっては、以下の事情を考慮すること。

- (1) 暴力団に所属していること。
- (2) 薬物、アルコール等の依存傾向があること。
- (3) 交友関係に問題を有していること。
- (4) 被害者等に対する被害弁償、謝罪等の実現に当たり問題を有していること。
- (5) その他、在院者が健全な社会生活を営むために調整すべき問題を有していること。

2 支援の内容等

次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 引受人等を確保し、又は適切な帰住予定地を選定するための支援
- (2) 適切な医療又は療養を受けるために出院後に通院可能な医療機関を確保したり、福祉サービスを受けるために必要な療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の発給に必要な調整や手続を行うための支援

- (3) 在院者が在籍する学校との復学調整、上級学校等への進学、就業先の確保に向けた公共職業安定所との連携、雇用を希望する企業等との調整を図るための支援
- (4) 令和3年3月31日付け法務省保観第44号当職、保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」に規定された保護
- (5) 平成25年4月11日付け法務省矯成第796号当職通達「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」に規定された就労支援
- (6) その他少年院の長が在院者が健全な社会生活を営むために必要と認める支援

3 少年院外で行う社会復帰支援

次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 更生保護施設その他の宿泊場所を供与する者を訪問させること。
- (2) 出院後に通院等必要な医療を受ける可能性がある医療機関を訪問させ、福祉サービス等を受けるために必要な手続を行うため公的機関等を訪問させ、入所を予定している福祉施設等を見学させ、又は福祉施設等に体験入所させること。
- (3) 復学予定である学校との調整のため学校等を訪問させ、又は進学予定である学校における入学試験の受験のため当該試験会場を訪問させること。
- (4) 公共職業安定所その他の公的機関を訪問させ、企業が開催する説明会に参加させ、事業所を見学させ、又は採用面接に臨ませること。
- (5) 暴力団から離脱するため警察や暴力団離脱を支援する団体等に相談させること。
- (6) 被害者に対する謝罪又は被害弁償のため警察や法律の専門家等に相談させること。
- (7) 薬物、アルコール等への依存からの離脱やリハビリのための自助団体等の施設を見学させ、又は当該施設に体験入所させること。
- (8) その他少年院の長が少年院外で支援を行うことがその効果的な実施を図るため必要と認めるもの

4 支援の実施に当たっての留意事項

支援の実施に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 適切な支援の実施に資することを目的とし、少年院の職員に対し、就労支援スタッフ、社会福祉士、精神保健福祉士、民間協力者等による研修を実施すること。
- (2) 支援の実施に際しては、法第18条の規定により、関係機関等に対し、協力を求めるなどの工夫をすること。その場合には、同条第2項の規定を関係機関等に説明するなどして、秘密の保持に留意すること。

なお、在院者の個人情報については、在院者の円滑な社会復帰支援に資

する範囲に限り、あらかじめ同支援の対象者である在院者及び在院者が未成年の場合はその保護者の同意を得て、同支援に係る機関に提供するものとする。

- (3) 支援を実施した場合は、少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第15号大臣訓令）様式第13号の処遇記録票にその旨を記載すること。
- (4) 対象者が他の少年院に移送された場合も引き続き支援を行うことが適当であることから、支援の内容、経過等を適切に引き継ぎ、移送先少年院においても適切な支援を実施できるよう配慮すること。